

刑事訴訟法の一部を改正する法律案に対する修正案 新旧対照表

(傍線部分は修正部分)

修正後	修正前
第二条 刑事訴訟法の一部を次のように改正する。 第四百四十五条の次に次の十条を加える。 第四百四十五条の二 審判開始の決定をした裁判所は、再審の請求の理由に関連すると認められる証拠について、その関連性の程度その他の当該再審の請求についての裁判をするために提出を受けることの必要性の程度並びにその提出を受けた場合に生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは、再審請求者又は弁護人の請求により、決定で、検察官に対し、当該証拠の提出を命じなければならない。 ②・③ 〔略〕 第四百四十五条の二の二 審判開始の決定をした裁判所は、原判決の証拠の証明力を判断するために重要であると認められる証拠について、その重要性の程度その他の再審請求者又は弁護人に開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によつて生じ	第二条 刑事訴訟法の一部を次のように改正する。 第四百四十五条の次に次の九条を加える。 第四百四十五条の二 審判開始の決定をした裁判所は、再審の請求の理由に関連すると認められる証拠について、その関連性の程度その他の当該再審の請求についての裁判をするために提出を受けることの必要性の程度並びにその提出を受けた場合に生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは、再審請求者若しくは弁護人の請求により又は職権で、決定で、検察官に対し、当該証拠の提出を命じなければならない。 ②・③ 〔同上〕 〔新設〕

るおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは、職権で、決定で、検察官に対し、当該証拠の再審請求者又は弁護士に対する開示を命ずることができる。

② 前項の開示は、次の各号に掲げる相手方の区分に応じ、当該各号に定める機会を与える方法によりするものとする。

一 再審請求者 前項に規定する証拠を閲覧する機会（当該証拠の全部又は一部が電磁的記録である場合における当該電磁的記録については、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する機会）

二 弁護士 前項に規定する証拠を閲覧し、及び謄写する機会（当該証拠の全部又は一部が電磁的記録である場合における当該電磁的記録については、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴し、及び当該電磁的記録を複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する機会）

③ 裁判所は、第一項の決定をするには、検察官の意見を聴かなければならない。

④ 第一項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第四百四十五条の三 裁判所は、第四百四十五条の二第一項及び前条第一項の決定をするか否かの判断をするに当たり、必要が

第四百四十五条の三 裁判所は、前条第一項の決定をするか否かの判断をするに当たり、必要があると認めるときは、検察官に

あると認めるときは、検察官に対し、当該判断の対象となる証拠の提示を命ずることができる。この場合において、当該証拠の全部又は一部が電磁的記録であるときは、当該電磁的記録については、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法により、提示を受けるものとする。

- ② 裁判所は、第四百四十五条の二第一項及び前条第一項の決定をするか否かの判断をするに当たり、必要があると認めるときは、検察官に対し、その保管する証拠であつて、裁判所の指定する範囲に属するものの標目の一覧表を提示することを命ずることができる。この場合において、検察官が当該一覧表を電磁的記録をもつて作成したときは、当該一覧表については、その内容を表示したものを閲覧する方法により、提示を受けるものとする。

③ 〔略〕

- ④ 前三項の規定は、第四百四十五条の二第三項及び前条第四項の即時抗告が係属する抗告裁判所について準用する。

第四百四十五条の四 弁護士は、再審の請求の手續において、裁判所が審判開始の決定をした後に検察官から提出を受けた証拠又は再審請求者若しくは弁護士が当該決定後に検察官から開示を受けた証拠（次条第一項及び第四百四十五条の六において「提

対し、当該判断の対象となる証拠の提示を命ずることができる。この場合において、当該証拠の全部又は一部が電磁的記録であるときは、当該電磁的記録については、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法により、提示を受けるものとする。

- ② 裁判所は、前条第一項の決定をするか否かの判断をするに当たり、必要があると認めるときは、検察官に対し、その保管する証拠であつて、裁判所の指定する範囲に属するものの標目の一覧表を提示することを命ずることができる。この場合において、検察官が当該一覧表を電磁的記録をもつて作成したときは、当該一覧表については、その内容を表示したものを閲覧する方法により、提示を受けるものとする。

③ 〔同上〕

- ④ 前三項の規定は、前条第三項の即時抗告が係属する抗告裁判所について準用する。

第四百四十五条の四 弁護士は、再審の請求の手續において、裁判所が審判開始の決定をした後に検察官から提出を受けた証拠を謄写したときは、その証拠に係る複製等を適正に管理し、その保管をみだりに他人に委ねてはならない。

出等証拠」という。）に係る複製等を適正に管理し、その保管をみだりに他人に委ねてはならない。

第四百四十五条の五 再審請求者、弁護士又は弁護士であつた者は、提出等証拠に係る複製等を、次に掲げる手続又はその準備に使用する目的以外の目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供してはならない。

一・二 〔略〕

② 〔略〕

第四百四十五条の六 再審請求者が、提出等証拠に係る複製等を、前条第一項各号に掲げる手続又はその準備に使用する目的以外の目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

② 弁護士又は弁護士であつた者が、提出等証拠に係る複製等を、対価として財産上の利益その他の利益を得る目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供したときも、前項と同様とする。

第四百五十条の三の次に次の二条を加える。

第四百四十五条の五 再審請求者、弁護士又は弁護士であつた者は、前条に規定する証拠に係る複製等を、次に掲げる手続又はその準備に使用する目的以外の目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供してはならない。

一・二 〔同上〕

② 〔同上〕

第四百四十五条の六 再審請求者が、第四百四十五条の四に規定する証拠に係る複製等を、前条第一項各号に掲げる手続又はその準備に使用する目的以外の目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

② 弁護士又は弁護士であつた者が、第四百四十五条の四に規定する証拠に係る複製等を、対価として財産上の利益その他の利益を得る目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供したときも、前項と同様とする。

第四百五十条の三の次に次の二条を加える。

第四百五十条の五 第四百四十五条第二項及び第三項、第四百四十五条の二から第四百四十五条の三まで、第四百四十五条の七（第一項を除く。）から第四百四十五条の九まで、第四百四十五条の十第四項並びに第四百四十六条から第四百四十八条までの規定は、第四百四十六条、第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項の規定による決定に対する即時抗告が係属する抗告裁判所について準用する。この場合において、第四百四十五条の八第一項中「再審の請求」とあるのは、「即時抗告」と読み替えるものとする。

② 第四百四十五条第二項及び第三項、第四百四十五条の二第一項及び第二項、第四百四十五条の二の二第一項から第三項まで、第四百四十五条の三第一項から第三項まで、第四百四十五条の十第四項並びに第四百四十六条から第四百四十八条までの規定は、前項の即時抗告に係る抗告裁判所の決定に対する第四百三十三条第一項の抗告が係属する抗告裁判所について準用する。

附 則

（再審請求手続において謄写された証拠の複製等の適正管理等に
関する経過措置）

第四百五十条の五 第四百四十五条第二項及び第三項、第四百四十五条の二、第四百四十五条の三、第四百四十五条の七（第一項を除く。）から第四百四十五条の九まで、第四百四十五条の十第四項並びに第四百四十六条から第四百四十八条までの規定は、第四百四十六条、第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項の規定による決定に対する即時抗告が係属する抗告裁判所について準用する。この場合において、第四百四十五条の八第一項中「再審の請求」とあるのは、「即時抗告」と読み替えるものとする。

② 第四百四十五条第二項及び第三項、第四百四十五条の二第一項及び第二項、第四百四十五条の三第一項から第三項まで、第四百四十五条の十第四項並びに第四百四十六条から第四百四十八条までの規定は、前項の即時抗告に係る抗告裁判所の決定に対する第四百三十三条第一項の抗告が係属する抗告裁判所について準用する。

附 則

（再審請求手続において謄写された証拠の複製等の適正管理等に
関する経過措置）

第十条 第二条改正後刑事訴訟法第四百四十五条の四及び第四百四十五条の五の規定は、施行前請求事件の再審の請求の手續において裁判所が検察官から提出を受けた証拠又は再審の請求をした者（検察官を除く。）若しくは弁護士が検察官から開示を受けた証拠に係る複製等（刑事訴訟法第二百八十一条の三に規定する複製等をいう。次項において同じ。）についても適用する。この場合において、第二条改正後刑事訴訟法第四百四十五条の四中「審判開始の決定をした後に検察官」とあるのは「検察官」と、「当該決定後に検察官」とあるのは「検察官」とする。

2 第二条改正後刑事訴訟法第四百四十五条の六の規定は、施行前請求事件の再審の請求の手續において裁判所が検察官から提出を受けた証拠が施行日以後に謄写されたときにおけるその証拠又は再審の請求をした者（検察官を除く。）若しくは弁護士が施行日以後に検察官から開示を受けた証拠に係る複製等についても適用する。

第十条 第二条改正後刑事訴訟法第四百四十五条の四及び第四百四十五条の五の規定は、施行前請求事件の再審の請求の手續において裁判所が検察官から提出を受けた証拠が謄写されたときにおけるその証拠に係る複製等（刑事訴訟法第二百八十一条の三に規定する複製等をいう。次項において同じ。）についても適用する。この場合において、第二条改正後刑事訴訟法第四百四十五条の四中「審判開始の決定をした後に検察官」とあるのは、「検察官」とする。

2 第二条改正後刑事訴訟法第四百四十五条の六の規定は、施行前請求事件の再審の請求の手續において裁判所が検察官から提出を受けた証拠が施行日以後に謄写されたときにおけるその証拠に係る複製等についても適用する。